平成２２年（フ）第２７１号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久671番地　パシフィック武雄207号
債務者　亀田百合子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２７３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲1233番地１
債務者　太田　雅孝
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３７１号
宮崎市大字赤江1120番地４
債務者　加藤　裕一
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１８号
宮崎市北権現町232番地１　藤川コーポ205号
債務者　南沢由希子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５４３号
宮崎市高岡町小山田682番地３
債務者　和氣　秀紀
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５４４号
宮崎市高岡町小山田682番地３
債務者　和氣　玉江
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６３号
宮崎県日南市吾田東２丁目１番33号
債務者　小玉美佐子（旧姓吉永）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
宮崎県都城市山田町山田11076番地２、前住所宮崎市大工３丁目88番地１　オクトワール宮崎西１番館208号
債務者　福田　麻美
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第３０２号
宮崎県日向市伊勢ケ浜64番地３
債務者　小西奈穂美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第３０３号
宮崎県日向市大字細島311番地７
債務者　安藤　令子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第３０４号
宮崎県日向市大字細島311番地７
債務者　安藤　芳朗
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第３０６号
宮崎県延岡市古川町577番地２
債務者　津隈智美子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第８２５号
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目20番10号　斉野平ビル403号
債務者　赤崎　則仁
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８３９号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目31番87―52号
債務者　上野　幸美
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８５５号
鹿児島県鹿児島市薬師１丁目13番12号　２Ｆ
債務者　鈴木ふみ子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８７１号
鹿児島県鹿児島市武２丁目７番10号　坂元アパート101号
債務者　中村　佐織
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８８９号
鹿児島県日置市伊集院町郡1243番地　市営中園団地２号棟103
債務者　松山　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
福島県いわき市泉玉露６丁目21番地の２　Ｅ棟
債務者　吉田　静江
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
福島地方裁判所いわき支部